

★ カルチャー

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

座間市民ふるさとまつり参加団体募集

11月13日(日)に座間中学校、市役所ふれあい広場で開催する「座間市民ふるさとまつり」の参加団体を募集します。なお、感染症の状況により同まつりは中止または条件付き開催となる場合があります。

参加資格

◆模擬店の部

市内の農・商・工業関係登録団体、公共性が高い活動を実施している地域の団体(法人、企業含む)

※飲食物の出店に関しては厚木保健福祉事務所による指導事項を順守するようお願いします。

※政治・宗教に係る出店は認められません。

※模擬店のテントは1団体につき1張りまでとします。

◆ステージの部(文化芸能活動発表)

市内を中心に活動する営利目的ではない団体

※極めて少ない人数での出演はお断りすることがあります。

【注意事項】参加希望者が次のいずれかに該当する場合は参加承認できません。

- 警察が暴力団員および暴力団に関係があると認められた者
- 素行不良など、同まつり出店者としてふさわしくない者

※感染症対策を行ってください。

【申込】市役所3階市民協働課に備え付けの申込書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、8月5日(金)までに直接担当へ

※申込団体数によっては、抽選を行う場合があります。結果は9月上旬ごろまでに通知します。

【担当】座間市民ふるさとまつり実行委員会事務局(市民協働課内)

☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550

イ・イ・男フォトコン

市男女共同参画推進委員会では、育児を楽しむ父親(イクメン)・祖父(イクジイ)や家事に積極的に取り組む男性(カジ男)を撮影した「イ・イ・男フォトコン2022 IN ZAMA」の作品を募集します。入選作品は情報紙「あくしゅ」に掲載します。詳しくは、市ホームページ(次の2次元コードからアクセス可)をご覧ください。

【応募条件】写っている方または応募者が市内在住で1年以内に撮影された未発表の作品(1人1点、郵送・窓口で応募する場合の写真サイズは2L判)

※写っている方本人の承諾を得てください。

【応募方法】10月28日(金)までに必要事項を明記し〒252-8566座間市役所広聴人権課宛てに郵送(必着)、電子メールまたは直接担当へ

【担当】広聴人権課 ☎046(252)8483 (FAX)046(252)0220

✉jinken@city.zama.kanagawa.jp



昨年度最優秀賞



メール送信用



募集要項

風呂敷付き「ざまみず」限定販売

「ざまみず」を1箱購入ごとにオリジナル風呂敷を1枚お付けします。7月20日(水)~8月31日(水)に「ざまみず」取扱店で販売します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【担当】経営総務課 ☎046(252)7480 (FAX)046(257)4155



燃やすごみの量の

6月の実績

家庭から排出された燃やすごみの量です。1人につき1日おにぎり1個分の減量を目指しましょう。

令和	排出量	前年同月比
4年	1,574.53トン	-2.45パーセント
3年	1,614.15トン	



年間2,400トン削減目標まで、あと2,223トンです。

【担当】資源対策課 ☎046(252)7985 (FAX)046(252)7616

座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号(郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます)

●開庁時間 月曜~金曜日(祝・休日と年末年始を除く)8:30~17:15(第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施)

子育て・教育

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

ひとり親家庭の支援制度

ひとり親家庭の経済的な支援を目的としたさまざまな制度があります。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金

教育訓練給付指定講座(介護職・医療事務・パソコン研修など)を受講・修了した場合、受講料の一部を支給します。詳しくは担当へお問い合わせください。

【対象】市内在住の20歳未満の子どもを扶養しているひとり親で、次の全てに該当する方

- 児童扶養手当受給者または同等の所得水準
- 講座受講が必要と認められる
- 過去に同給付金を受給していない

【対象講座】雇用保険法における次の指定教育訓練講座のうちいずれか一つ

- 一般教育訓練 ●特定一般教育訓練 ●専門実践教育訓練

支給額

●対象講座受講料の60パーセント(一般教育訓練または特定一般教育訓練=受講料が20万円を超える場合は20万円。専門実践教育訓練=受講料が40万円を超える場合は修業年数×40万円で上限160万円)

※受講料が1万2,000円を超えない場合は給付を受けられません。

※公共職業安定所(ハローワーク)で教育訓練給付金を受給している方は、支給額が変わります。

※申請前に市で面接を行います。

母子家庭等高等職業訓練促進給付金

専門的な資格取得を援助する高等職業①促進給付金②修了支援給付事業を実施します。詳しくは担当へお問い合わせください。

【対象】市内在住の20歳未満の子どもを扶養しているひとり親で、次の全てに該当する方

- 児童扶養手当受給者または同等の所得水準
- 1年以上継続して対象資格の取得が見込まれる
- 仕事または育児と修業の両立が困難
- 過去に同給付金を受給していない

【対象資格】看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、調理師、製菓衛生師、美容師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格などのデジタル分野の民間資格

【支給条件】4年間を上限として資格取得のために1年間以上養成機関で修業すること(令和5年3月31日までに修業を開始する場合は、養成機関で6カ月以上修業すること)

【支給額】月額①▼市民税非課税世帯=10万円▼市民税課税世帯=7万500円(いずれも最終年の1年間は4万円を加算)②▼市民税非課税世帯=5万円▼市民税課税世帯=2万5,000円

※申請前に市で面接を行います。

【担当】子ども育成課 ☎046(252)7201 (FAX)046(255)5080

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行います。

対象

①令和4年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度の住民税均等割が非課税の方

②①以外で、対象児童(平成16年4月2日以降出生の子(特別児童扶養手当の対象である障害児については平成14年4月2日以降出生の子))の養育者であって、次のいずれかに該当する方

- 令和4年度の住民税均等割が非課税である方
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税であると同様の事情にあると認められる方

【支給額】児童1人当たり一律5万円

【申請期限】令和5年2月28日(火)

【申請方法】対象と思われる方へ7月上旬から順次案内などを送付しています(①は申請不要)。

※市からの案内が届いていない場合でも、対象となりそうな方は、市ホームページなどで条件を確認し、申請してください。なお、ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除きます。

【備考】支給が決定した方には、書面で支給日などを通知します(支給まではおおむね1カ月程度かかります)。

【担当】子ども育成課 ☎046(252)7201 (FAX)046(255)5080